

平成 26 年度第 3 回奈良市総合計画審議会第 2 部会会議録

| | | |
|------|---|-------------------------------|
| 開催日時 | 平成 27 年 2 月 19 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで | |
| 開催場所 | 奈良市役所北棟 6 階第 21 会議室 | |
| 議 題 | 1 奈良市第 4 次総合計画後期基本計画の各論原案について | |
| 出席者 | 委 員 | 山下部会長、木村委員、澤井委員、谷掛委員【計 4 人出席】 |
| | 事務局 | 総合計画策定委員会委員及び関係課長、総合政策課職員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴人なし） | |
| 担当課 | 総合政策部総合政策課 | |

議事の内容

- 1 奈良市第 4 次総合計画後期基本計画の各論原案について
事務局より資料 1、資料 2 の説明を行った。

〔質疑・意見の要旨〕

山下部会長 ありがとうございます。私自身が表現のまとめ方が十分理解できていないところがあります。例えば、一番最初に地域福祉がきておりますけども、裏面の地域福祉の推進を見ますと、社会福祉協議会に取り組んでいただいている活動計画が入ってしまっていて、行政の地域福祉計画が 3 ページにあがっている。この関係性が市民にはわかりにくいかなという気がします。行政計画の地域福祉計画を先に出すべきだというふうに思います。

それに伴って、平成 27 年度から新しい行政計画、地域福祉計画をつくらないといけないということになっているかと思うのですが、その一言を書き加えていただくと、前期ではこういう形でやってきたんだけど、これを引き続き行政の福祉政策の 1 つの柱にしていくんだという構えを示すことになり、そのことが大事かなということをおもったりしております。

それから、社会保障という文言の使い方はどうか、ということをお前回申し上げたのですが、社会保障というのは制度の体系なのですね。年金、医療、それから労働災害、失業給付などの社会保険、それと児童手当や特別児童扶養手当などの社会手当、そして生活保護の公的扶助です。それと社会福祉サービスの体系をあらわすものです。例えば、健康診査の受診率は、保健事業の中身の問題です。これを社会保障でくくってあるのが、とても違和感があるといいますか、世界が狭くなってしまっていると思うので、ここは何とかならないのかなと思って、前回林委員とともにお願いしたところです。今、そういうことを思っております。澤井先生、どう思われますか。

澤井委員 社会保障、国民健康保険。中身の個々の問題ですね。

山下部会長　　そうなんです。悩ましいところで、こんなところをさわったら前期とかなり変わってしまうので、ちょっとつらいかなと思います
が。

事務局　　資料のまとめ方について補足させていただきます。
まず、3-01-01の地域福祉活動計画の策定地区数でございますが、前期のほうでは上段のように関連する施策展開を②としておりまして、右ページの3ページでいきますと、②地域福祉活動の推進に
関係するものとしておったのですが、後期では①奈良市地域福祉計画の推進と②地域福祉活動の推進、両方に関係するものとしてあげ
てございます。

指標につきましては、全ての展開方向について指標を掲げるもの
ではなくて、この施策のうち指標として表現できるもの、数値として
目標として掲げられるものを掲げております。

3-01-02につきましては、部会長におっしゃっていただきました
ように、体系のほうは前期をベースにしておりますので、社会保障
というくくりで国民健康保険、また低所得者等の自立支援、展開方
向で言いますと①、②でございますが、こちらを社会保障としてま
とめさせていただきます。指標につきましては、現状としては特定
健康診査の受診率等々、①国民健康保険事業の健全運営に関係す
るもののみがあがっているという状態でございます。

山下部会長　　事務局にはご苦労いただいていることで、本当に恐縮ですけれど
も、同じように、例えば生活困窮者の件が、社会保障よりも地域福
祉の推進に入るのではないかということで、これも制度的にも矛盾
を感じるころなのです。生活保護のほうでも今、事業者さんに入
っていただいて自立支援の相談業務を進めていただいております。
そういう経過等の自立に向けた取り組みで保護課を中心にやって
いただいたわけですね。それとはまた別途に生活困窮者対策が入っ
てきて、地域のほうに振り分けられていると。

実は昨日もちょっと、滋賀県の話なのですが、民生委員さんから怒られましてね。「この上また、生活困窮者支援を民生委員に振
ってくるのか、地域に振ってくるのか」と言ってね。これは非常に
難しい、悩ましい問題で、保護課のほうの取り組みと、そこの以前
の段階でしょうかね。要支援者という位置づけでしょうか。このあ
たりの関係をどうしていくのか、非常に難しいなと思っています。

今のところ、地域福祉に入れていただいても結構かと思いますが、
地域福祉というとボランティアさんをイメージするのですが、
その方々に「生活困窮者までやれ」と言うのかという反応が必ず出

ると思います。1つ、対象者の人間的なエンパワーメントにかかわる部分として、相談相手をしっかり整えていくことが大事なんだみたいなニュアンスを含められると、地域福祉にいけるのではないかと思うのですが、そうではないと、生活困窮者支援って、お金を出すのかどうかという話になってきそうな気配がしますので、その中身として切り分けが要るかなと思います。難しい問題ですけども、そういったことを感じます。

澤井委員

前期計画を引き継いでいるわけなので、そういう点であまり大きな変更はできないのですね。ですから、基本としては残すしかないのかなというように思うのです。この社会保障となっているのは、まとめのしようがないので社会保障にしたと思うので、定義をあまりきつくしていないと思うのです。国保と年金も入っているしね。そういうふうにしてまとめているというので、あまり厳密に考えないほうが良いと思います。そこまで議論していませんからね。だから、これはこれでしようがないのかなと思います。

むしろ今後の課題で、今度の総合計画はやっぱり議論が全く不足している。こういった意味で、構成をどうするか、課題の分け方も含めて、次の機会に議論する必要がある。担当課との関係とか、その辺について市役所のほうでいろいろやってこられた結果、こうなっていると思うけれども、生活困窮者支援についても、地域福祉では本来くくれないのですよね。とりあえず地域福祉にちょっと仮の宿でつけていると思うので、僕はそれは意味があると思う。とにかく今まで書いていなかったことを入れていくのは意味があるので、そうやって入れてもらったのはいいと思うのですが、ただどうやって実際に実施計画をつくっていくのかということになると、担当課はどこにするのですか、などという問題もあると思うんです。

ですから、これはとりあえず今回の計画ではこのところに、言葉を起こしたというか、こういう位置づけを起こしたということに意味があるのではないかと考えています。

山下部会長

ありがとうございます。

事務局

委員もおっしゃったように、前期計画から引き継いでいる後期計画ということで進めております。指標につきましても、そのまますぐ数字に表わせるものでしたらいいのですが、なかなか出せない部分というものもあります。

山下部会長

ご苦心よくわかりました。

この地域福祉計画の6つの柱ですけど、私も参加して10年前につくった柱です。多分この中身は今もぶれてないかと思うのですが、例えば、奈良市の人口構成の動向なんかを見ますと、この中で2つ目の計画にある保健福祉施策の利用しやすい仕組みづくりとかのあたりに関連づけて権利擁護とか成年後見制度の件数とかをあげていくと、目に見える数字と言えるのではないかなという気がします。

やっぱり活動計画の場合は社会福祉協議会にお願いしないといけないので、利用しやすいとか、質の高い保健福祉サービス、ここで少し目に見えやすいものを1行でも表現していくといいかなというようなことを思います。

と言いますのは、退職者が圧倒的に増えてくる時代ですので、そういった人たちが地域活動に参加することと、何かのときに受け止めてもらえるという関係性ですね。そういうものが示されると、行政としては評価されるのではないかなと思うわけです。この件については以上です。あまりたくさん書けないと思いますので、その辺工夫がありましたらと思いますけど。

こういう書き方をしたらいいですね。「公民協働」という言葉を出していただいて、行政が基盤整備します、それで、「社協さんのほうで関係性、ネットワークづくりとか、住民参加を地域福祉の推進力にしていくといったようなことはお願いします」という公民協働の形が出てくると思います。そういうことが大事かなと思います。

この部分で地域福祉に関して、特に行政が担わないといけないのは、やっぱり基盤整備であるとか、権利擁護です。実際には権利擁護に関して言うと、成年後見制度がどんなふうに進んでいるのか、あるいは進めようとしてされているのかとか、それと実際の生活支援を必要とする面では、社協さんの地域福祉権利擁護事業、法律名は「日常生活自立支援事業」と言うのかな、そこのところだと数字がズバッと出てきます。

ただ、本当に必要を反映しているかというのと、そうではなくて、専任職員の配置によって、実際は利用数が制限されているという面があるのですね。権利擁護事業の専任職員を増やせば増やすほど、日常生活自立支援の数字は、幾らでも上がってきます。予算の限界がある以上だから、簡単に書くわけにはいかないのですが、やっぱり行政の仕事として地域福祉に関して言うと、権利擁護、成年後見制度の問題が出てくるかと思うのですね。これは地域の関係性の解体や家族解体での必然的なテーマです。

| | |
|--------|---|
| 保健福祉部長 | <p>そうしましたら、質の高い保健福祉サービスを提供する仕組みづくりというところについて、「公民協働で基盤整備する」という部分を入れていくということで、また指標にもそれを追加するというご提案ということでよろしいでしょうか。今は策定地区数しかないのですけれども、あとは権利擁護がどれぐらい広がっていくかということを追加すると。</p> |
| 山下部会長 | <p>権利擁護の事業として人を配置しないといけない部分と、それからやっぱり見守りですよ、これはネットワークの仕事ですよ。その辺で市役所と社協さんが連携して取り組むことが特に大事だというふうに思います。</p> <p>ほかにNPOとかで成年後見制度を担当するところも出てきているかと思うのですが、奈良市では特に私は聞いていないですが、今ありますか。</p> |
| 木村委員 | <p>社会福祉士はやっていますよね。</p> <p>あれは成年後見制度ですね。ただ、社会福祉士会がやっていらっしゃる後見人の場合は、施設に入るとかそういう部分に強いんです。成年後見制度が必要になる方は、割と財産問題がからんでくるのですよ。土地を売りたいとか家を何とかしたいとか、そこになるともう成年後見制度じゃないと動かせない。お金の話になったら、やっぱり弁護士会さんとか司法書士さんが入る。</p> <p>だから、そこまでは書かなくてもいいかなと思います。</p> <p>地域で暮らしやすい、地域生活支援をするための方策を社協と一緒にやっていくということでよいと思います。</p> <p>1回来たら何だとか、毎月通帳を見てもらえとか、見守るとか、250円とか150円とか。</p> |
| 山下部会長 | <p>それぐらいのことを書かれたら、地域福祉のところイメージできると思いますね。本当はもっと書けば良いのですが、切りがないですから。そこは公民協働で暮らしやすい環境をつくっていくというような書き方ぐらいでとどめるのがいいかと思います。</p> |
| 木村委員 | <p>そうですね。この事業も、もっとみんなに知らしめないといけない。知らしめるために勉強会をしたりとか、パンフレットづくりを私たちもしたのですが、やっぱり知られていないですね。みんな事業があることを知らない。</p> |
| 山下部会長 | <p>では、成年後見制度のことはちょっと外しておきますね。今、木</p> |

村委員からあったように、成年後見制度はほとんど財産問題になってきますので。

昔の禁治産、準禁治産の展開の話ですので。それはとても大事なのですが。

話が少し先走るのですけども、介護保険がこの4月から変わります。それで、地域支援事業というのが位置づけられることになるのですが、そうしたときに住民の参加協力がないと進まないというのが事実なのです。だから、まだ介護保険のことは書けないと思いますけども、地域で支え合う仕組みづくりを推進しますというか、そういう文言があるといいのではないかなというふうに思います。

本当に介護保険は、今度の制度改革ではかなり厳しい。実は、今朝も京都府でその会議、打ち合わせに行ってきたのです。住民は生活支援事業に取り組んでくださいと行政が言っても、その前提になる住民同士の参加とか交流とか見守り活動とか、そこを耕しておかないと、実は生活支援ができないということがわかってきたのです。

だから、交流とか見守りとかというあたりは社協さんに頑張ってもらって、そこに行政としては補助金を出す。それをベースにして、住民がNPOをつくったり、自治会単位で生活支援に取り組むとかという方向性が実は出てきているのです。だから、そこまで書き込めないけれども、「公民協働で生活を支え合う仕組みづくりを検討していきます」というふうなことを示されるといいのではないかと思います。まさに地域福祉というところを書かないといけないかなと思うのです。

地域福祉活動計画は、住民主体のアクション計画ですので、そういうアクション計画としての取り組みを進めていただくことで、やがては生活支援につながっていくだろうという展望のもとに私たちもかかわっています。そういうことだと思います。

ちょっとまとめ方が難しいかもしれませんが、何かありますか。

木村委員

どうするという話ではないのですが、漠然と地域、地域と言って、じゃあ、誰か志のある人が、とかではなくて、必ず地域には組織である、町内会があったり、自治会があったり、それからマンションでしたらマンションの管理組合がある。そこには長という名前の人があるわけで、そういう長という人たちを全部組み込んでいけば網羅されるというか、どこかにみんな住んでいるわけですからね。それで、しみんだよりでも何でも配るところがあって、そこに預けたりするところがあるわけですから、そういうところからみんなが心遣いをしていったら必ず把握できると思うのです。何かやる気の

ある人とか、そういうのを漠然と求めていてもしょうがない。

谷掛委員

よろしいですか。そのことについて、県には県の医師会、県の薬剤師会、ケアマネジャー、介護支援専門員の地域における組織などいろいろありますが、例えば、奈良市にはそういうのがない。市が頑張れば必ずできると思うのです。いわゆる奈良市支部みたいなものをつくっていただいたら、そういう形でやりやすい。奈良市にそういう協議会をつくって、それで進めるということは、やっていただかないといけない。核となるところが今まではっきりしませんでしたからやりにくかったと思いますけれども、今後はこういうはっきりした形が出てきたら、今、木村さんがおっしゃったようなこともできると思います。

木村委員

介護保険制度を使っていたり、病気にかかっていたりする方は把握できると思うんですが、私の言っているのは、普通に暮らしている町の人たちまでも把握するという意味なんです。

谷掛委員

ただ、地域包括ケアシステムというのは、そういう方も全部含めた形ですから。

木村委員

そうなんです。ただ、地域包括ケアシステムは、今のところ病気の方とか介護をする人でいっぱいですのでね。

谷掛委員

これからは子どもさんも入ってくると思います。

木村委員

そうですね。だから、いろいろ話し合える場所、地域包括ケアセンターが中心になるのかもしれないけど、自治会の人も町内会の人も集まる場所をつくって、市などがそれを指導していく。

谷掛委員

実際、まちづくりにおいて、地域包括ケアセンターが入っている場合には、自治会の方が必ずおられるわけですよ。地域ケア会議だって、必ずそういう人が入らないと会議にならないということになっていますから。

木村委員

全部が対象になるように。

山下部会長

そうなんです。何でもかんでも盛り込もうとすると限界がありますけど。地域包括ケアシステムのことは13ページに、全庁的にケアシステムの構築を進めていくと書いていただいていますので、今

の議論は、高齢者だけじゃないということになるのですね。どこに書いたらいいのか。保健福祉の全体のところにあげてもいいぐらいの項目かなと思っているのですが、それこそ社会保障のところに移してもいいかもしれないですね。

木村委員 そうですね。だから民生委員さんなどが集まるときに、そこまでの言葉を行き渡らせないと、皆さんがそういう要員であるということですね。

山下部会長 今は高齢者福祉に入っていますが、地域包括ケアシステムというのは地域福祉のところのテーマではないかなと思ったりもしますしね。障がい者福祉のテーマでもありますし、いろいろ混じってくるので、これはもうちょっと上位のところに移して、奈良市民の地域生活をどう支えていくか、包括的な議論をしながら、同時にその先端はやっぱり介護保険だと思うので、それはそれで進めていかなければいけないのです。しかし、もうちょっと、高齢者福祉の充実のところからもう一歩上のステップに上げてもいいのかなという気がします。

障がい者福祉のほうの議論でも、いつもここは空回りのようなことになるのですが、障がい者福祉だけでは議論できない。高齢者福祉だけでは議論できない。前回申し上げたと思いますが、障がい児のお世話をなさっている親御さんが、実は自分の年を召した親御さんの世話をなさっているような家がありまして、今の50代ぐらいの方ですよね。そういう意味では極めて深刻な人たちが出ています。老障介護ですよね。

そういう意味で、高齢者福祉の一領域で従来のケアマネジャーさんがもうちょっと幅を広げてという範囲では届かないような難しさをやっぱり感じています。もしあげられたらあげていただけたらと思いますけど。

谷掛委員 質問ですが、資料2の3ページのところの右側、対応状況のところ、**「目標値は変更しない」**というのはどういう意味なのですか。特定健診の受診率の目標値が35.0%から32.0%に減っています。

その関連で、資料1の5ページには、**「安心して医療サービスを受けられるよう、レセプト点検の充実、医療費通知、ジェネリック差額通知、重複・頻回受診の防止などを図り、適正な保険給付費の支出に努めます」と**。また、**「早期発見と発生原因の予防が健康寿命を延ばし、医療費を抑制する」と**考えられておるのに、こんなところで目標を下げては具合が悪いと思います。

保健福祉部長 資料2の対応状況のところに書かせていただいておりますが、国保年金課のほうで再度検討させていただきましたけども、根拠のある数値で32%という形にしております。

谷掛委員 こういうように頑張っって医療費を節減しようと思っっているのだったら、ここで予防に力を入れないと重度化して具合が悪いから、35%になるような実地的な計画をつくるべきだと思っっているのですよ。例えば500円の一部負担金をゼロにするとか、あるいは全員に通知するとか、そういうふうなこっによって目標値を下げないようにしなないと重度化を防げないから、医療費なんか抑制できなくなるんです。重度化すると薬品も非常に高くなっっています。

国保年金課長 委員のおっしゃることは重々承知しており、また、もちろん特定健診の推進を進めるように、ずっと言っ続けていることなのですが、こっのように実績も書くのであれば、実際にクリアできるようなこっことであげさせてもらったのです。

国保の中では特定健診計画を持っっておりますし、実際に全国的には60%という、そんな目標値もあるわけなのですが、奈良市の平均は27%、その中で奈良市の国保は28%にいつている現状です。来年度、予算も少々増やして健診にすごく力を入れようと思っっております。

こっの第4次総合計画上は、理念という考え方でこっようなふうにし書かせていただいつているというふうにし、ご了承いただいつたいと思っっております。

木村委員 理念なら高くなるんじゃないですか。

これは現実ですよ。理念なら高くていいのではないですか。現実的な数字ですよ。

山下部会長 こっは前期計画の現状値が24.5%で、後期計画策定時の現状値が28.6%と、こっは進んできたんだと、こっを見てほしいということが1つですね。こっの、なぜ35%から32%に下げたのか、ちよつとよくわかりませんが、特に問題ないのであれば、こっは35%のまま表記してもいいのではないかと。

国保年金課長 これは平均値を取っって5年を推計した数字なので、おっしゃるとおり、35%で前期計画を踏襲して、35%で頑張りたいと思っっていますので、よろしくお願いついたします。

山下部会長 ありがとうございます。奈良市の場合、非常に厳しい数字なんですけれども、この前期計画中に4%は向上しているわけですから、ここはちゃんとやっぱり評価したいなと思いますので。目標値、35%というのをそのまま置いといていただくということではいかがでしょうか。

谷掛先生、そういうことでご了解いただけますか。

谷掛委員 ありがとうございます。

山下部会長 ほかの部分はいかがでしょうか。

木村委員 いわゆる障がいの福祉医療費の助成ですね。身体、知的、精神の3つがありますが、所得制限を設けないというのには何か思いがおりになるのですか。

障がい福祉課長 現行の福祉医療制度が身体、知的障がい者の方を対象としておりまして、現在、所得制限を設けていないのです。今回、精神障がい者も全診療科を対象とするのですけれども、同じように所得制限を設けない形になる予定です。

木村委員 設けなくても大丈夫なのですね。ほかの市町村では設けていますが、ズバリ言ってしまうと所得制限を設けるメリットはそれほどないということですか。

障がい福祉課長 所得制限を設けることによって、対象者の範囲が限られてくるというのは事実ですが、受給者の方の手续が複雑になるということもありますので、今のところは所得制限を設けないという考えです。

木村委員 受給者の手続もある、それから市のほうの手続も大変だろうと思う。私は市の財政のことを心配しているのですが、帳尻を考えて今の形が良いのであれば納得がいきます。

山下部会長 これは障害等級で区別していますよね。だから所得制限ではなくて、障がいの重い人の医療費を助成するということだと思います。だから、重度のところ、今年の制度では支給することになったのですね。それを中度に出すかどうかと。所得制限の問題より、そっこのほうがお金を出す対象が広がりますね。

| | |
|-------|--|
| 木村委員 | 「求めろ」と私は言っているのではなくて、やっぱり市の財政のことを考えたら、出せる人は出すようにして、出せない人に厚くしたいなと思うものですから。ただ人件費もかかりますし、手間もかかります。それだったら帳尻があうのかなと思っております。 |
| 山下部会長 | ありがとうございます。 |
| 木村委員 | 次の項目はぜひ直していただきたい。ページで言いますと 11、13 ページの高齢者です。 若年認知症が今とても問題になっていますが、全て認知症は高齢と書いてあるので、では奈良市は若年認知症は考えていないのかと追及されたときに、「認知症高齢者が住み慣れた」という文章を変えたほうがいいのではないかと提案したわけです。だから認知症の人を高齢者と限定せずに、認知症の人も、また介護者も大変なので、認知症の人も家族介護者もというふうに。 |
| 山下部会長 | 家族は、家族介護者と書いたほうがいいのかもしいない。 |
| 木村委員 | 認知症の人も介護者も住み慣れた地域で安心して生活できるようにしてもらいたい。 |
| 長寿福祉課 | 認知症の「高齢者」というところなのですが、ご指摘いただきましたように、「認知症の人も介護者も住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターと連携を図り、地域全体で認知症の人とその家族を支えるネットワークを構築し、総合的かつ継続的な支援を推進します。」と修正をさせていただきますと思います。 |
| 木村委員 | ありがとうございます。 これで奈良市もきちんと包括的に認知症を把握しているんだということになります。やっぱり国が重点政策にしておりますので。 |
| 長寿福祉課 | おっしゃるとおり、先般、国の認知症施策の新しいオレンジプランの中でも、若年性認知症対策の推進も7つの柱の中にあがっています。実際、高齢者施策として今回掲げています奈良市の事業、認知症の初期集中支援や、認知症地域支援推進員の活用等も、若年性の認知症の人を含んだ内容になっておりますので、委員がおっしゃるとおり、「高齢者」という言葉を外して、今の言葉にさせていただけたらと思っております。 |

木村委員 ありがとうございます。私どもの会でも毎年、要望書を出させて
いただいているときに、認知症の給付なんかも高齢者だけだったの
ですよ。若年も同じ状況だということを申し上げましたら、奈良市
はそれを取り入れてくださっているのです。でも書かないとやって
いないのかなと思われます。よろしく願いいたします。

次に、13 ページの下、施設に関することなのですが、「民間施設
の立地誘導を図ります。」というのが、あまりに行政用語というか、
そっけなく、何か寂しいというか、市が責任を持ってやっていない
のではないかというように見えます。それから、誘致したら民間に
丸投げで、後の監視はしないのではないかとか、そのような印象も
得ますので、例えば民間と協力してとか、市の責任を持ってとか、
何か言葉がないでしょうか。

長寿福祉課 今、木村委員からご指摘いただきました 13 ページのところなの
ですけれども、「これらの施設整備については民間施設の立地誘導
を図ります。」というところを、「これらの施設整備については、民
間の理念や地域貢献など、適正を十分判断し、民間活力を積極的に
活用します。」という文言に修正をさせていただきたいと思ってお
ります。

木村委員 いい文章になってよかったです。ありがとうございます。

山下部会長 グループホームの申請が出たときに、全国レベルの大手が入って
きています。申請書類は抜群にいいものを出してくるのですね。

それで、地元の人たちが、あるいどこかの病院のOBたちが地
元に根づいてグループホームをつくりたいというときに、資金力と
か企画力でなかなかプレゼンに勝てないような現実があったので
すね。できたら地元のそういう地域に根づいたNPOを発展させる
というようなことが、今後の地域福祉の方向としては妥当だと思
うのです。

そういう意味では、審査で基準表の中に、地域の貢献などを入れ
て、地元で根づいた法人さんが育っていくことがやっぱり大事だ
と思いますので、内輪だけでやるという意味ではなくて、もちろん外
の世界も見ながら、地元のそういう法人を育てていくということが
大事かなと思います。

本当に惜しいところで落とさざるを得ないというのが幾つもあ
って、市役所が選定会議でやる気をくじいたようなケースが何件か
感じられたので。

木村委員 やっぱりきちんとした書類が評価されるようなところもあります。市が募集するときから基準の中に入らなくておいてくださったなら最初から身を引くところもあるかもしれません。

谷掛委員 よろしいですか。それに関連して、地域包括ケアシステムの構築に当たって、いろんなどころに地域包括支援センターが中心的な役割を果たすようなことを書いてあります。

地域包括ケアは、委託事業になっていまして、本当に10年でも20年でも、1回委託したらそのまま継続させていいのかどうか。その質、評価ですね、それをやっぱり何らかの形できちんとやっていただきたいと思うのです。

私は、10年で全部交代するとか、スタッフが交代するか、委託先を変えるか、どういうふうな形をとるのかですね。例えば、土曜日に開業したら「時間帯を公表するのはやめなさい」など言われる。私は「土曜日でも日曜日でも年中無休で頑張りますよ」という業者を閉め出していることにならないのか、質を下げていることにならないのかというふうなことがありますので、質の向上を図って公平性を保つにはどうすればいいのかを考えていただいて、この中に文章として入れていただきたいと思います。

木村委員 すみません、その話はとても大事なことで大きなことなので、この会議ではなくて包括支援センターの運営協議会でもうちょっと深い話をするべきだと思います。この会議は数回で結論に持っていかなくてはいけないので。

谷掛委員 やはり地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うところだから、公平性、透明性、それから公表性というか、そういうふうなことが非常に大事だと思うのです。それをこういうところに入れておいてもらったほうがいいのではないかなと思います。

山下部会長 前回は申し上げたように、私も包括支援センターの運営協議会の委員をさせていただいていますが、なかなか難しい問題があって、小さな市町では行政が直営で持っていますよね。これがいいのかどうかも議論がやっぱりある。民間に委託するなら委託するのメリットがないといけない。そのときに、先生がおっしゃるように、ちゃんと市民から見られているという緊張感を法人に持ってもらわないといけないということはもちろんあります。

ただ、介護保険全般に言えることですが、サービス供給を急

ぐあまりに、いきなり営利法人に門戸を開いてしまった。ヨーロッパはそうではなくて、徐々にNPOを育てながら開いてきたという道筋がありましたけども。この間、厚生労働省の方が、介護の社会化要求があって、それに押されてサービス供給を開いてしまったんだという言い方をしていました。同じように包括に関しても、専門職制ないし民間で担っていただく場の法人の受け止めについて、まだ十分でないところはもちろんあると思います。だから、情報開示でありますとか、外部評価について包括に求めていくというような、そういう方向性を考えていくという形で出したらいいのではないかと思います。ここの中ではそこまで書き込めないと思いますので、これからますます民間の事業所を活用しないといけないわけですから、同時に第三者評価、外部評価ということで、これはさっきの地域福祉のところでありました「質の高い保健福祉サービスを提供する仕組みづくり」というところにかかわる問題なのですね。そういう意味では、事業の透明性を図りますということが私は必要なのかなと思っています。

先生、このあたりについては、運営協議会で議論させて下さい。よろしくお願いします。

木村委員 専門的なメンバーがもうちょっといるところであげていきましょう。

山下部会長 これはもう少し慎重に包括支援センターの運営協議会のほうで議論させていただきたいと思います。

この頃、介護保険も障がい福祉も、計画とか調査を実施しますけども、かなり専門性の高い議論になってきているので、できたら、各団体さんから適切な方を推薦してもらいということにしないと、従来どおりの充て職で委員会構成して、ちょっと言葉は悪いですけども、アリバイ工作のために会長のオーケーを取ったみたいな、これはやめないと、実質的な議論ができなくなっているという面はあると思います。

研究もしないといけないし、この総合計画全体にかかわるところかもしれないけども、行政のあり方が大きく変わっているんだということ、行政も市民も考え直さないといけない。従来の直営方式なんかほとんどない時代になってきますから、こういった今の委託とか、あるいは補助を出すような行政に変わりつつあると。その中で公平性をどう確保していくのかということ、これは社会福祉全体の仕組みが変わってきていますので、もうちょっと深く検討しないといけない課題かなと思っています。

谷掛委員　　よそでは、地域包括ケアセンターで職員に対する囲い込みの費用を、「1人紹介してもらったら幾ら」と、疑われるようなことも耳にしますので。そういうことがないように、今後起こらないようなシステムをつくっていただきたいという思いです。

山下部会長　　よくわかりました。またそれは包括支援センター運営協議会で議論したいと思います。それから、高齢のほうも今、介護保険関係で3つの協議会、審議会があるのです。これも一本化するようお願いしたい。

そうすると、今度は介護福祉課と長寿福祉課、この仕事の分担とか組みかえも出てくる可能性がありますよね。

では、この件はここまでとさせていただきます。

谷掛先生、後半部分の保健・医療のところ、もうちょっと言っていた方がいいのかなと思ったりするのですが。例えば15ページの医療で休日夜間の救急体制、これも問題ないですか。

谷掛委員　　これは私ども非常に努力しまして、県や救急、奈良市立病院だとか、あるいは県立医大もいろいろ訪問してお頼みして、4月1日から、あくまで予定ですけど、金曜日の夜の10時から12時までやっていたくことになっております。

あと月曜日も10時から12時まで、何とかお願いしておるところで、そうなりますと平日の夜の診療は、北和で、生駒、奈良で日曜日から土曜日まで全部できる形になります。小児科の先生に見ていただける。

もともと内科・小児科標榜の先生方には、ずっと夜の10時から6時までにはやっていたところがございます。小児科の先生は、非常に数が限られていまして、なかなか難しい。もともと、当直をして、次の日大学のいろんな授業や診療をするのに差し支えが起こるようなことはやってもらったら困るということでして、北のほうで充実させて、中南和で手薄になると困る。それぐらいの状態になっていまして非常に難しいので、短い時間ですけども、10時から12時としました。

小児科を受診される方は、半分ぐらいはその時間帯に受診しておられるので、ある程度ここに備える形になっていると思います。

山下部会長　　16ページ、医療の充実のところ、病院ができた、どこかに書いてあるのですか。

市民生活部 参事 26年6月で工事が全て完了いたしまして、7月1日から全館フルオープンということで、地域医療振興協会のほうに指定管理をお願いして、開業しております。

山下部会長 市立病院は大事なところだから、こういうのをやっているというのを、「できました」というように書いてほしいと思います。「安心に貢献していきます」みたいな表現の仕方をしたらいい。細かい語句のことですが、グランドオープンというのはやめてほしいです。谷掛先生、あと地域医療とか保健のところのご指摘はないでしょうか。

谷掛委員 いわゆる地域包括支援センターがほとんどのことを担うというのは非常に難しいことなわけです。特に要支援1とか2とかはいいのですが、重度の方につきましては、退院時の話も含めまして、今のいわゆる包括支援センターの体制では難しいので、それを支援する連携センターというようなことが私は必要だと思っているのですが、資料2には、文言として追加しないと書いてあるので、これはどういうことかなと私は思っています。

市民生活部 参事 前回、柏市の例ということで、柏地域医療連携センターを設置して、患者さんが病院から在宅に戻るための調整とか、あるいはドクターとか多職種による在宅医療とか看護、介護のコーディネート機能というのですか、そういうものを地域医療連携センターのほうで役割を担っていただいているということもお聞きさせていただいておりますけれども、私どもといたしましては、ここの対応状況にも書かせていただいておりますけれども、多職種の連携とか、顔の見える関係づくりを推進することによりまして、その過程の中で地域包括支援センターの役割や、医療と介護連携センターというような拠点が必要なのかということも含めまして、協議しながら進めていきたいと、今ここに明記することはいたしておりませんが、そういう思いでございます。

谷掛委員 病院の規模も考えられたらわかると思うのですが、病院なんか300人からのスタッフがいまして、診療所でも10人とか、そんなスタッフで、それが奈良市内に300もあるのですよね。だから、それで包括支援センター11で、5人や6人でそのような支援ができるかということは、実際無理なのです。だから、柏は人口40万のところ、13人のスタッフがいるわけです。それぐらいの人数が必要なのです、仕事をしようと思うと。だから、こういうところ

にそういうセンターが必要ですよということをやっぱり何らかの形で入れないと、無理だと思います。

山下部会長　　今の奈良市の実情を超えたというか、ちょっと遠いところに見えてしまうのは、具合が悪いわけですが、こういう議論を社会福祉審議会の全体のところを出していただいて。この会議は福祉を超えた事務局が担当していますので、なかなか深めていくのは難しい面もあろうかと思しますので。審議会会長から提案していただくようなこともあってもいいのではないかと思います。

谷掛委員　　この総合計画で出なかったら、全部消えてしまうのではないですか。

山下部会長　　そんなことはないと思います。もう少し研究しないと、多分事務局として書き切れないと思うのです。

谷掛委員　　「協議しながら検討します」というようなことで入れておけばいいのではないですか。

例えば、地域包括支援センターですね。人数、10人ぐらい配置されて、みんな110人もいたらまた別ですけど、実際問題として、おっしゃったように、それだけの費用を出す気は毛頭ないと思うのですよね。効率的にやるというのが実際的ではないかなと思いますけど。もちろんこれにはICTの利用というので、ものすごく上手に使っているところがございますので。

山下部会長　　谷掛先生のおっしゃることも大事。けれども、こんな大きな問題をこの数分で決めるわけにもいかないという現実もある。奈良のこれからの高齢化の動向も特に踏まえて、圧倒的に医療対象者が増えてくることが想像されますので。

木村委員　　方向性を示すことはいいと思うのですよ。

山下部会長　　「検討していきます」ぐらいの文言を書けないかなと思いますが、どうでしょうか。

谷掛委員　　「顔のみえる関係づくり」だけで終わっていたらだめだと思いますよ。

市民生活部　　そうしましたら、谷掛委員からもご意見をいただいているのです

| | |
|-------|--|
| 参事 | けども、「医療介護連携センターのような拠点の必要性については、関係各課と協議しながら進めてまいります。」というような表現ではいかがかなとは思いますが。 |
| 谷掛委員 | 「検討を進めてまいります」だったらいいじゃないですか。 |
| 山下部会長 | <p>先生も「進めてまいります」だったらよいとおっしゃっていただいています。これはやっぱり、例えば市長さんあたりにも判断いただかないといけない、大きなお金も要ることですから、ぜひ将来の奈良市の住民生活を考えると、これは検討していかざるを得ないと思いますので、方向性を検討していくということだけでも明記してもらおうとありがたいかなと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>障がいの方は、かつての障がい者の当事者とそれを支援する皆さんが、頑張っただけで権利保障や生活要求をしていた時代のようなありかたではなくなって、利用者さんがサービスの消費者みたいになってしまっている部分があるように思われます。新たに何か創造していくとか、問題解決に向けて力を合わせるとかということが極めて厳しくなっているような気がします。それで、一番しんどい状態にある人が一番物を言わない状態になってしまっているわけですね。</p> <p>そういう意味で、今回この計画の中に地域自立支援協議会のことを書いてほしいということをお願いしたことにつきましては、受け止めていただいて、ありがたいかなと思っております。そこを実質化していかないといけないし、恐らく先ほどから出ている包括の外部評価みたいなことと共通するのですが、協議会をつくって、協議会が事業者の評価などをしていけるようにならないといけないかなと思っております。</p> <p>といいますのは、障がい福祉分野が介護保険の分野に比べて、それが遅れていたのは、もともと無認可の作業所でありまして、また財政力が弱いゆえに、社会福祉法人でなくてNPOでやっているところとかがあって、いわば活動者の善意に支えられているような運営形態がまだまだあるのです。そうしたときに、それを支える、推進する一番の力は障がい者の家族だと思っておりますが、そのところがパッションを失ってきているような怖さを感じているわけです。</p> <p>そういう意味で、啓発の取り組みと、やっぱり障がい者の人権と生活の質の向上に向けて、奈良市としては前向きに進むんだと。特に物を言えない人たちのかわりに進めていくということは、障がい者福祉分野の領域においては特に大事です。</p> |

それから、恐らく今後は精神障がい者の手帳取得とかサービス利用がグッと増えてくると思います。もちろんそれは家族さんがしんどくなっているという背景があると思うのです。こういった問題について後手後手に回らないようなことを、障がい福祉施策の場合は特に私は大事なかなと思います。というふうに考えています

澤井先生、お願いします。

澤井委員

障がいの関係なのですけども、例えば、資料1の9ページですが、障がい者福祉サービスの充実ですね。今、山下先生がおっしゃったように、いろんな疾患があるわけですが、ここのところに最初の項目ですけども、「障がい者が地域で自立した生活を営めるように」と書いてあって、ここはちょっと書きかえて補強されていますけど、基本計画と障害福祉計画がありますよね。それを書き込んでおいたほうが良いと思うのですよね。何に基づいてやっていくか。介護保険のほうも地域福祉の計画のことを書いてありますよね。ですから、今おつくりになっている、あるいは改定している計画があって、具体的にそこを見たら大体わかるわけなので、そういう意味で、今、障害基本計画のほうは10年ですかね、それから3年ごとに改定する障害福祉計画がありますね。具体的に数値目標というのを出していますから、それで見ればわかるわけですが、そのへんはその「2つの計画に基づいて」とちゃんと入れておいたほうが、ほかのところともバランスがとれると思うのですね。

山下部会長

ありがとうございます。これは長い文章でなくていいから、「これに基づいて」ということを書き込んだほうが良いのではないかと、というご提案をいただきましたけども、私も計画に関与した立場から言うと、それは書いてもらったらいかなと思います。

澤井委員

そうですね。具体的に言いますと、障害者差別解消法のポイントは、「合理的配慮」だと思うのです。合理的配慮という考え方を徹底するというかな。それこそ啓発の内容などがどのへんまでできるかというのがポイントだと思います。関連しまして、障害者雇用促進法がありますよね。これも改正されまして、来年施行されますね。それで、障害者雇用促進法の場合を見ても、合理的配慮を事業者に義務づける内容になっていますよね。そういう点では非常に大きな変化なので、それをこの計画期間中に実現していかなければいけない方向性があるので、具体的なその言葉、「合理的配慮」という言葉と、それから障害者雇用促進法改正について具体的に、短くていいのですけど入れておいたほうが良いのではないかと思います。

例えば、合理的配慮について言いますと、合理的配慮の事例集というのをつくっているところがありますね。これは県レベルで、千葉県とか北海道とかつくっているところがあります。そういうところで、具体的に市民への啓発、県民への啓発のために、みんな、合理的配慮ってわかりませんから、「合理的配慮はこういうことですよ」というのを具体的に示すと、「ああ、こうすればいいんだね」とわかるので、そういう事例集をつくっているところがあるのですね。例えばその奈良版をつくってみたりとかどうでしょうか。

木村委員 取り寄せてみて、やったらいいですね。

澤井委員 そうです。それは具体的にここに書く話ではないのですが、そういう話もあるのかなということです。

山下部会長 雇用の問題なんかは、どうしたらいいですか。

澤井委員 雇用の問題は、「ハローワークと連携し」とかいろいろ書いてあるんです。具体的に言いますと、ハローワークが今一番きちんとやっていますので、ハローワークと連携してというような文言で、特に事業者への周知徹底なのですね。

山下部会長 ありがとうございます。障がい者の雇用の関連で言いますと、旧労働省系の職業紹介のラインと、それから、いきがい就労系のラインとがなかなか接近していないのですね。B型事業所に集まっていて、それで雇用契約を結ぶA型のほうになかなかならない。

就労といっても例えば短時間就労の人が1日2時間とか3時間、清掃の仕事をして、あとの時間をどう過ごすのかという問題と、就労移行支援と生活支援がなかなか制度的に国の制度設計自体が結びついていないところがあって、そういう人たちの問題をどうするんだとか、結局、障がい福祉課にみんな矛盾がきて、ハローワークの話までなかなか障がい福祉課の立場では考察できないというのか。

障がい者の社会参加の一番大事なところはもちろん就労なのですが、短時間就労とか、あるいはほとんど就労困難な人にとっての居場所づくりもあわせて考えていくようなことをしないと、「数字だけ上げろ」みたいな議論が新しい矛盾をつくり出しているという現実があると思います。

精神障がいの方の雇用がなかなか進んでいなくて、勤め出した途端にまた状態が悪くなって戻ってくるようなこともあります。

木村委員 人間関係があるので。だからそういう方が働ける新しい雇用というものが生み出されないといけないですね。

澤井委員 雇用というか就労ですよ。ちょっと元に戻りますけど、資料1の3ページ、これの前段です。奈良市地域福祉計画推進の最後に新規で入れてもらった生活困窮者自立支援法なのですけれども、ちょっと読んでみます。「平成27年4月1日施行の『生活困窮者自立支援法』に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、自立に向けた相談支援や、就労に向けての意欲喚起、また、就労に必要な知識や技能習得のための訓練、相談者の状況に応じた雇用先開拓という段階を踏んだ支援を行うことで就労につなげ、自立促進を図ります」と書いてある。

これはまず、段階を踏んでというのが違うのです。厚労省は段階を踏んでとっていますが、こういったシステムをつくっている釧路市の場合は段階を踏まないのです。それぞれが独立ということに意味があるわけで、今おっしゃったように、居場所をまず確保すると。そういうのを、例えば日常生活自立というふうに言っていますが、日常生活の面で自立ができる。次には、社会的自立という、社会的な環境ができて、外に出てきて活動ができるようになっていく。それも社会的自立で、その先に就労自立があるように見えるのですが、そのように指導もしていますが、実際に具体的に障がい者から見ると、要するに日常生活自立でそこでとどまるというか、そこにいることが大事なのです。

だからもちろん就労につなげるというのは大事なのですが、「さらに」となっていますが、その前に「あわせて居場所をつくるなどの日常生活自立・社会的自立を図ることが必要とされているので」とか、そんなふうなことをつけ加えていただいたらいいかなと思います。

木村委員 そうですね。若年性認知症の方もそうなのですが、やっぱり自分のいる場所があると落ち着いて、またいわゆる非薬物療法で病状も穏やかになってくる。そして、それで自分でできることを自分が探すのですよね。先生がおっしゃるように、居場所、その人がその人らしくいられる、そのままでいられる場所というのがやっぱり求められていますね。

澤井委員 「あなたはそのままでもいいんだよ」という場所ですね。

木村委員 そうです。そのまま許されて、いられる場所。こうなったらいい、こうなったら置いてあげる、のではなくて。

山下部会長 こういう計画、特に障がいの場合などは、自立支援とか就労支援とかいう言葉が障がい者を追い立てているような面がやっぱりありますので、そういう意味では自立支援というのは97年ぐらいからの構成要素がキーワードですけれども、保障することを曖昧にして自立を促すというのはやっぱり具合が悪いと思う。どこかに今のよう形で矛盾が出てきますね。

憲法の25条の規定を変えずに、どんどん自立に向かわせたわけでしょう、この間ね。やっぱりこのへんの矛盾がきている。だから、揺り戻しがあるように私も思います。

それで、自立支援の前に必ず生活支援が入らないと。生活支援があつて、居場所があつて、それから自立支援なんだという、その向こうに就労のことが出てくるというぐらいのイメージを担当部局には、というか市役所全体かな、持ってほしいなというお願いであります。これは書かなくても結構です。お願いします。

木村委員 みんながいきいきそのままいられて、その人らしくいられるようなまちづくり、それがこれから狙っていくところですよ。

山下部会長 介護保険の関係で、あちこちのまちを見て回っているのです。地域によって全然雰囲気が違うのです。京都府下のあるかつてのニュータウンの場合、人口構成を見たら、60代が一番多くて、次が70代で、50代で、40代が激減です。そういう地域が出てきている中で、どうしていくのかということ早く手を打たないと、平均値のマジックで薄まってしまいますから。そういう難しいところについて、どうしていくのかというのに重点的に取り組まないといけないところがあるように思います。

そういったときに、澤井先生がご指摘いただいたようなことを、行政の企画の中に、福祉行政、保健医療行政の企画の中に組み入れられるかどうかというのは、とても大きな問題だと思っています。お願いします、極力縦割りを排することを意識していただかないと、個々の部局では限界があると思いますので、ぜひ連携して力を発揮していただきたいなと思っています。

澤井委員 あと、これは追加というか、第2部会の話ではないのですが、障がい者で言いますと、障害者差別解消法の中心は、さっき言ったように合理的配慮をきちっとしないことが差別だということですが、

それを徹底していく中心は教育なのです。学校教育における統合教育を進めることが原則なのです。これは障害者権利条約が前段にあります。これは去年1月に批准書を提出しまして批准したわけですからね。権利条約の中心は統合教育なので、端的に言えば、普通学級に障がい児を受け入れるということです。

その場合、注釈がついていまして、要するに障がい当事者と親御さんからの要請があったときに応じることになっていますよね。いろんな費用とかコストがかかり過ぎないならば、という要件がついていますが、基本は統合教育を進めることが原則になるわけですね。そのことをどのぐらい啓発ができるかということです。部会でいうとどこの部会になるかな。どうなんでしょう、そういう議論をされたのでしょうか。

だから、特別支援学校とか特別支援学級、もちろんそこでは統合教育をやっているわけですが、交流教育という普通学校との交流なんかをやっていますけども、普通学校のほうでも実はそれをやらないといけない。そのへんはどんな議論になっていましたか。

山下部会長 前期計画だったら、1-03に人権・平和という問題が出ています。

事務局 人権については第5部会でございます。教育については第1部会でございます。

山下部会長 今、澤井先生からご指摘があったような議論は出ましたか。

事務局 ご指摘いただいたような内容については、議論の中身としてはあまり出てきていない状況でございます。

木村委員 人権に入ったら、また別物になってしまうのですよね。人権と言われたら初めから差別されているものになってしまうので。普通の特徴ある教育なのです。

澤井委員 堺市の総合計画を見たら、統合教育推進と入っています。もちろん推進のための検討をして、具体的にどうするか、そういうニーズが出てきたときに対応することができないと、法律違反のおかしいことになってしまう。

山下部会長 この議論の難しいところは、理念だけでは済まないんです。重度障がいの二分脊椎の子などは、地域の学校で受けられるのかとか、現実を見たらそう軽々には議論できない。慎重に実態を踏まえて議

論してほしいなということを思います。

澤井先生がおっしゃったような理念を当たり前のことにしていかないといけないんだけど、なかなか難しい問題がある。極端なことを言ったら、学校に病院をつくらないといけないみたいな話になってくる。

澤井委員

奈良県の事例で言うと、下市中学の例があって、今から6年前かな、小学校は一緒に教育されていて、下市中学へ進学しようとしたら教育委員会が拒否した。つまり、バリアフリーになっておらず、階段ばかりだからだということ。その子は車椅子なんですね。だから介助員も必要だし、そういう体制ができていないので、「特別支援学校のほうに行ってね」ということで断ったのです。

だけど友達と一緒に学校へ行きたいというので、結局、学校のほうは、支援学校の手続をしてしまったのですが、家に在宅でいて、お母さんたちは、奈良地裁に訴えを起こしたんです。

結果的に言いますと、奈良地裁で教育委員会が敗訴しまして、中学校へ進学するようにしなさいという命令が出たのです。それは6年前ですけどね。同じ状況で、今はもっと具体的になって法律になって出てきていますので、ちゃんと対応しないとまずいかなと思います。そのへんをどういうふうにしていくのか。これはだから総合計画に反映できないかもしれないですね。部会を超えての議論になるので。そういう基本的な問題点がある。

具体的に言えば、学校の改築のときにちゃんと施策をとればいいんです。

山下部会長

ハード面のバリアフリーでいけることは、どんどんやってください。

木村委員

そうです。かえって安上がりだと思うのですよ。そういうふうにつくっておけば、今後、人口がどうなっても、老人でも障がい者でも使えますからね。

澤井委員

ユニバーサルデザイン化。

山下部会長

ハード面はいいのだけど、そういう問題で、もっと違う差別の問題とか、そこにやっぱり取り組んでいかないといけませんし。ハード面ではこんなものやって当たり前と、そういう論調にさせていただきたいと思います。

統合教育の話は出てくるのですか。

事務局 人権教育の話については、若干第1部会でも議論のあったところ
です。今おっしゃっていただいている統合教育のことについては、
教育委員会や関係課には、こういうご意見があったということをお
伝えます。

子ども未来
部理事 部会が違うのですけども、私は、教育委員会から子ども未来部
に
来ました。先ほどお話のあった6年前のときは、私は学校教育課長
をしておりましたので、その状況をよく知っております。

基本的には平成18年から全てインクルーシブ教育という方向で
進めております。各学校においても、受け入れに困難な状況があっ
たときには、連携をし、例えば痰を吸引しなければいけないような
状況の子どもについては、学校で医療行為ができないので、看護師
さんを派遣していただいて、吸引しながら授業を受けてもらった例
もあり、やれる範囲のことはさせていただいているというような状
況で進んでいるとは思いますが、ただいろんな状況がございますので、
どこまで受けていくのかについては、また教育委員会に
設置された委員会で検討をしております。その中では医療関係者も
入っていただきながらきちんとできているというように思ってお
ります。

澤井委員 やっているのだったら、第1部会のほうで「インクルーシブ教育
を
を引き続き進めます。」と一文入れてもらったらいいのではないで
すか。

子ども未来
部理事 現状はその方向で進んでいるとは思っています。

事務局 直接、「インクルーシブ」というのは、文言としては入っており
ま
せんが、そういった議論もございました。

澤井委員 やっぱり書いておいたほうがいいと思います。やっているのだ
っ
たら。もったいない。

事務局 それも含めまして、教育委員会のほうに伝えます。

澤井委員 ありがとうございます。

山下部会長 保護者と子どもさんと教育関係の方が十分納得できるように話
を
してほしいと思うし、肢体不自由で、判断できる子どもさんの場

合は、ハード面の問題でほぼ解決できるのだから、それはあって当たり前と。むしろ知的の子らの問題のほうが現実的には多くの困難、限界があるとして、その限界を高めていく努力を奈良市がしているのかどうか、そういう方向性を持っているかどうかというのをいつも問いかけてほしいなという気がします。

だから、限界点を高めていく努力を私たちはするんだと、そういう行政なんだという構えを見せることが大事だと思うのですね。

こういう問題は一気に解決しませんし、時代状況でまた新しい矛盾も出てきますから。でも、そのように解決していく努力をするんだという表現を入れてほしいなというように期待します。

木村委員

これは知っていただきたいというか、経験なのですが、知的障がい、精神障がい、それから認知症の3障がいのことです。身体障がい者の方たちは国会でも厚生労働省でも、自分たちが車椅子を押して、自分たちが意見をおっしゃる。そうすると、やっぱり言っていることに迫力もある。

ところが、ここに来ている私たちは当事者団体で来ているけど、私も認知症ではないし、精神障がい者のお母さんも本人は障がいではないし、いわゆる知的な障がいの人も違う。みんな本人ではなく家族が来ている。家族が当事者としてこれを言っている。ただ、家族はご本人とは違う。お兄ちゃんの障がいの関係で入ってくるお金で弟の結婚式をしてしまうとか、それも家族だからそういうことに気づかない。だから、ご本人たちが言えない障がいの人たちにやっぱり目を配ってほしいということをやったことがあるのですがね。私たちはいくら言ったって、当人ではないので、その思いは本当には伝えられていないのですよ。

だから本人たちが、若年認知症でも若い方たちが、初期の方たちが自分の気持ちを言う機会をどんどんつくっているのです。

やっぱりご本人たちの声を集めることが大事だと思いますね。家族の会は本当にいわゆる相反するところがいっぱいあるのですね。

山下部会長

この部会の議論を超えて、もっと大きなところの話をしていますよね。アドボカシー、権利擁護の問題をどう考えるのか、これは市役所もやっぱり勉強しなければいけないと思います。さっきも言ったように、一番権利が侵されている人は、一番物を言わぬ人々なのですよね。本当に差別されている人は「私は差別されている」と言えないのですよ。

木村委員

言えないし、気づいてないのですよ。

山下部会長　　そうです。今回、子どもと福祉を分けていますが、ここで議論されたような福祉、保健というテーマと、子育て支援の問題にあまり距離が空き過ぎてはいけないと思っています。

子ども分野を保健福祉から離されましたけれども、離れたからこそ連携を考えていかないといけないかなど。というのは、ささいな例ですけども、京都府の旧山城町で小学校4年生の子どもたちが徘徊のお年寄りを救助する訓練をやったのですね。その子らがあと10年たったら20歳になる。そのときに団塊の世代が75歳になるわけですね。これは教育の面でも福祉の面でもとても大事な取り組みだと思うのです。こういうことがもうちょっと定着していくと将来少し良くなるかなど。

それは旧山城町という農村地域なので、そういう取り組みができるし、奈良市の場合どうなのだろうかなどと思うと、その辺の展望はなかなか厳しいなあとは私は思っています。

保健福祉部長　　長寿福祉課のほうで認知症サポーター養成講座をしているのですけれども、鳥見小学校の4年生のお子さんを対象に認知症サポーター養成研修を開催いたしました。本当にわかりやすい講義であったし、子どもたちも喜んで参加できたということを聞いています。長寿福祉課のほうも認知症サポーターの対象を広げていきたいということで教育委員会と進めておりますので、接点を持って進めていきたいなということは思っております。

木村委員　　そうなんですよ。自分の体験からしても、写真が貼ってあって、孫にこのおじいちゃんはどうだったんだよと言ったら、今まで見過ごしていたけど、写真を見るたびに「あのおじいちゃんは見つかったのかなあ」とか、「あの駅にも貼ってあったよ」とか、そこに目を向けるようになりますのでね。

認知症サポーター養成講座はやっぱりやらないことには始まらないので、することで、いろんな町に徘徊しているお年寄りだけではなくて、子どもたちを見守ることもつながりますのでね。

やっぱり福祉は仕組みがしっかり、そして顔の見えることが大事だと思います。私たちはそういうものだと思います。

山下部会長　　この部会の冒頭に地域福祉が出ていますけども、「地域福祉型社会福祉」という言い方を一部の先生がなさっていて、これはおかしな言葉なのです。国が責任を持たずに地域でやりなさいという意味合いを含んでいます。でも、これだけ人間関係が薄くなっていくと、

やっぱり木村さんがおっしゃったような顔が見える関係がなかったら生活にならないんだということがわかってきたわけですね。

行政は盛んに生活支援と言うのですよ。地域でやって下さいと。これはやっぱり動機不純です。マンパワーの視点ですよ。安心できるとか生活できるとかという基本は、人間関係の横の対等な関係なんです。だから、認知症の人と家族の会の方がいつもおっしゃったのは、認知症ということ相互に理解することが大事だと。「認知症になりかけの方は自覚症状があるのよ。それが言えないから問題なの」と、いつも言ってくれて。なるほどですね。

そういう意味では、生活支援とか支え合いとか言うのだけれども、もう一度私たちは交流とか見守りということを原点に据えて、そこから地域福祉を発想していく、社会福祉の方向性を発想していくことが大事かなと思っています。これ、しばらく言い続けようと思っているのですけどね。

木村委員 先生がおっしゃったように、やっぱり居場所づくりですね。

山下部会長 そうです。だから交流、対話、見守りですね、これを抜いては社会福祉にならない、こういう時代になったように思います。

今日は林委員がお休みでしたけど、今日みたいな議論については共通のご理解をいただけていると思っていますし、谷掛先生からかなり大胆なご意見をもらっておりますけども、方向性としては考えていけないといけないかなというようなことを思ったりもしています。

それで、今回の総合計画後期計画に書き込めることと、ちょっと積み残して次期計画で議論していただかなければいけないこともあろうかと思っています。ただ、行政は担当者がころころ変わって持続性がない。木村さんが包括のところで谷掛先生におっしゃっていたのは、やっぱり地域にこだわってやってくれる専門職が頼りなんだということをおっしゃったわけですね。次の計画を立てるときに、ここのメンバーの何人かは残っているように、そういう行政を見せてほしいと思いますし、一から紙に書いて申し送りましたと、そんなものでできるのだったら誰でもできるじゃないかと私は思うわけですね。人がつながっていくことを行政も考えてもらって。

今まで、僕は各地の行政計画の担当者とつき合ってきましたけども、計画ができる頃に、2年、3年たって異動ですということになってしまっただけですね。

木村委員 もったいないですね。

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>山下部会長</p> <p>木村委員</p> <p>山下部会長</p> | <p>それで、頭の中だけではなくて気持ちも含めて、姿勢も含めて一緒に頑張ってきたのに、次の担当者に伝わるのが情報だけではつながりません。情報だけで生きていけるのだったら、もっとアウトソーシングしたらいい。こんな問題じゃないということを、ちゃんと人事の方にも、市長さんにもお伝えいただきたいなと思いますね。</p> <p>これはやっぱり議事録に残してほしいかなと思いますね。そうしないと、せっかくいいものができても、わざと途絶えさせるのが目的なのかと思うぐらいのときがありますよね。</p> <p>奈良市の人口や社会状況がどうであれ、5年や10年で人がいなくなるわけではないですね。暮らしはずっと続くわけです。その暮らしにどんなふうに展望を示していくのかというのが市役所の役割でしょう。そういう意味で、もっとわかりやすくメッセージを発信していただくというのが大事かなと思っています。</p> <p>ちょっと観点を変えないと、こんなお金のない時代に、どこで安心と満足を提供できるのかというのを考えないと、本当にいけない時代になってきたかなと思っています。随分言い過ぎましたが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>最後に、市役所の方たちが本当に一生懸命やっけていらっしくて、一人一人がすばらしいお働きをする方だかなと思って、本当にお礼を申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>奈良市を本当に温かなまちにしたいですよ。今も温かいですけど、本当に温かくね。</p> <p>もっと市役所の職員さんも含めて、ブレインストーミングみたいなことをやるべきかなと思うけど。組織として運営していくためにはどうしても縦割りにならざるを得ない面があるけど、その矛盾をいつも意識しながら仕事をしていただくことが大事かなと思います。</p> <p>では、終わらしましょう。ありがとうございました。</p> |
| <p>資 料</p> | <p>【資料1】後期基本計画各論原案（施策別）</p> <p>【資料2】総合計画審議会部会第2回会議での意見に対する対応状況</p> |